

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年9月30日
発信課	旭川市保健所健康推進課
担当者	鈴木
連絡先	電 話 0166-25-9848
	F A X 0166-26-7733
	E-mail haru_suzuki@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和2年10月1日 ~令和3年1月31日
発表項目 (行事名)	令和2年度高齢者等インフルエンザ予防接種を実施します
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 対象者 旭川市に住民登録されている方で、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望する方 (1) 接種当日に65歳以上の方 (2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方</p> <p>2 実施期間 令和2年10月1日(木曜日)から令和3年1月31日まで(日曜日) ※希望される方はインフルエンザの流行に備えて、早めに接種しましょう。</p> <p>3 接種対象回数 実施期間中1回のみ</p> <p>4 接種料金 自己負担金1,510円(市民税非課税世帯員,生活保護受給世帯員は自己負担金免除)。</p> <p>5 接種場所 市内約170か所の医療機関</p>
添付資料	有 ・ 無 「令和2年度高齢者等インフルエンザ予防接種のお知らせ」(A4・2枚) 「インフルエンザ予防接種 実施医療機関一覧」(A4・1枚)
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

高齢者等インフルエンザ予防接種のお知らせ

旭川市では、予防接種法に基づき、10月1日(木)から65歳以上の高齢者の方などを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。希望される方は、インフルエンザの流行に備えて、できるだけ早めに接種を受けましょう。

1 対象者



接種当日、旭川市に住民票があり、
(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望する方

- (1) 接種当日に**65歳以上**の方
- (2) 接種当日に**60歳以上65歳未満**で、
心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルス
による免疫機能のいずれかに障害等級1級
相当の障害がある方

※(1)(2)に該当しない方は本予防接種の対象外であり、費用は全額自己負担です。

2 実施期間

令和2年10月1日(木)
～同3年1月31日(日)

3 実施場所

掲載されている医療機関

※掲載されている医療機関以外で接種した場合は、
本予防接種の対象外であり、費用は全額自己負担です。
※実施日時や予約の要・不要などについて、事前に
各医療機関にお問い合わせください。



4 接種料金(自己負担金)

1,510円

※生活保護受給世帯、または市民税非課税世帯の世帯員の方は免除。

※接種後に自己負担金を払戻すことはできません。

5 接種回数

実施期間中1回

※2回目以降は本予防接種の対象外であり、その分の費用は全額自己負担です。

6 持ち物

- 接種当日**65歳以上**の方
健康保険証や運転免許証など、本人及び住民登録上の住所・年齢等を確認できるもの
- 60歳以上65歳未満で対象の方**
身体障害者手帳
- 自己負担金が免除になる方
「8 自己負担金が免除になる方の証明について」を参照。
※接種の際に「証明に必要なもの」の提示がなければ免除になりません。

7 副反応について

次のような症状があらわれることがあります。

- 注射の後の腫れや痛み
- 発熱、寒気、頭痛、だるさ
- まれに、けいれん、運動障害や意識障害

※接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。なお、本予防接種によって重篤な副反応が発生し、因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合には、医療費及び医療手当等、予防接種法による一定の給付を受けられる場合があります。

8 自己負担金が免除になる方の証明について

注意) 接種の際に、次の証明になるものの提示がない場合は免除になりません。提示せず費用を支払った場合、払い戻しはできません。

免除対象者	証明に必要なもの																																																																																
「1対象者」に該当する方で 生活保護受給世帯の世帯員	保護手帳 (有効期間が令和3年4月30日までのもの)																																																																																
「1対象者」に該当する方で 市民税非課税世帯の世帯員 ※世帯全員が非課税でなければ対象となりません。 ①、②のいずれか	<p>①令和2年度介護保険料納入通知書 ※再発行不可 (65歳以上の方に介護保険課から7月に郵送しています。) ※ 「保険料の計算」頁の左下にある「保険料計算の内訳(あなたの保険料の内訳)」部分の「世帯課税区分欄」が「非課税」と記載されているもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">(お願い: この納付書は直接投函で処理しますので折り曲げたりしないでください。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>令和2年度 (令和2年度分) 介護保険料 納入通知書 (普通徴収)</p> <p style="text-align: center;">旭川市長</p> <p style="font-size: x-small;">次のとおり決定(変更)しましたので各納期までに納めてください。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <table border="1" style="font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2">期別保険料額</th> <th colspan="3">普通徴収の納期限等</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>特別徴収額 円</th> <th>普通徴収額 円</th> <th>期別 納期限 年 月 日</th> <th>納期限変更 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">2月の保険料が年金からの引き去り(特別徴収)の方は、4月、6月、8月にも同額の保険料を引き去ります。(8月の保険料は変更される場合があります。)</p> <p style="text-align: right;">年間保険料額 円</p> <p>被保険者番号 <input type="text"/> 宛名番号 <input type="text"/></p> <p style="font-size: x-small;">詳しい賦課内容は15頁をご覧ください。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">見本</p> <p style="text-align: center;">問合せ先: 健康推進課保健予防係 ☎25-9848</p> </div> <p>②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限が令和3年7月31日までのもの。) ※ 適用区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」と記載されているもの ※ 後期高齢者医療制度に加入されている方が、必要に応じて申請した場合に、国民健康保険課から交付されるため、全ての方がお持ちのものではありません。</p>	期別保険料額		普通徴収の納期限等			月	特別徴収額 円	普通徴収額 円	期別 納期限 年 月 日	納期限変更 年 月 日	4月					5月					6月					7月					8月					9月					10月					11月					12月					1月					2月					3月					計					合計		円		
期別保険料額		普通徴収の納期限等																																																																															
月	特別徴収額 円	普通徴収額 円	期別 納期限 年 月 日	納期限変更 年 月 日																																																																													
4月																																																																																	
5月																																																																																	
6月																																																																																	
7月																																																																																	
8月																																																																																	
9月																																																																																	
10月																																																																																	
11月																																																																																	
12月																																																																																	
1月																																																																																	
2月																																																																																	
3月																																																																																	
計																																																																																	
合計		円																																																																															

市民税非課税世帯の世帯員の方で上記の①または②をお持ちでない場合

「非課税世帯確認証」を発行します。(「1対象者」の(2)に該当する方で非課税世帯の世帯員の場合も、この証明の提出により接種料金の免除を受けられます。)

発行を受ける場所	保健所健康推進課保健予防係 (第二庁舎3階) または各支所・東部まちづくりセンター 郵送・電話での請求はできません。お手数ですが窓口にお越しください。
持ち物	<p>1 世帯全員の印鑑</p> <p>2 手続きに来られる方の身分証明書 (運転免許証, 健康保険証など)</p> <p>※委任状 (手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合)</p> <p>※今年1月以降に転入してきた方は「前住所地の課税証明書」</p>

問合せ先: 保健所健康推進課保健予防係 旭川市7条通10丁目第二庁舎3階 ☎25-9848

医療機関名	住所	電話番号
【西地区】		
旭川レディースクリニック	3 の 2	25-3110
高木小児科医院	3 の 2	22-7831
坪倉循環器科内科クリニック	3 の 3	22-6515
丸谷病院	4 の 5	25-1111
吉田病院	4 の 西 4	25-1115
Keiクリニック (訪問診療中の方のみ対応)	4 の 西 4	25-0115
おおしま内科	4 の 西 7	24-3888
旭川赤十字病院 (入・通院中の方のみ対応)	曙 1 の 1	22-8111
あけぼの循環器科 内科クリニック	曙 1 の 5	25-2102
だてクリニック (通院中の方のみ対応)	曙 1 の 5	22-1515
くにもと病院	曙 1 の 7	25-2241
メイプル病院 (入・通院中の方のみ対応)	曙 1 の 8	22-7245
【中央地区】		
たかはし耳鼻咽喉科・ アレルギー科クリニック	宮 下 通 7	23-4133
むとう内科医院 (12月末まで)	宮 下 通 7	25-3355
北彩都病院	宮 下 通 9	26-6411
くまいクリニック	宮 下 通 9	24-8733
あけ美肌クリニック	宮 下 通 9	23-7101
クリスタル橋内科クリニック	1 の 6	22-9600
整形外科内科吉田医院	3 の 9	29-1021
唐沢病院	4 の 9	23-3165
かねた皮膚科クリニック	4 の 10	23-2737
佐久間病院	5 の 7	22-1111
森産科婦人科病院	7 の 7	22-6125
森山病院	8 の 6	22-4151
沼崎病院	8 の 8	23-2090
【大成地区】		
高桑整形外科一条クリニック (通院中の方のみ対応)	1 の 14	23-2029
はらだ病院	1 の 16	23-2780
小倉内科医院	3 の 13	23-4697

医療機関名	住所	電話番号
銀座通内科クリニック	3 の 15	24-2233
大西病院	4 の 11	26-2171
菊池外科医院	4 の 12	23-4213
大橋耳鼻咽喉科医院	4 の 12	23-1770
岩田病院	4 の 13	23-2201
和田産婦人科医院	4 の 15	23-3521
森本内科医院	4 の 16	23-5732
中島病院	4 の 16	24-1211
旭川キュアメディクス	6 の 15	23-3127
【各条17～26丁目・宮前・南】		
なかの呼吸器科 内科クリニック	1 の 18	34-1159
平澤循環器・内科クリニック	1 の 23	33-2700
旭川厚生病院	1 の 24	33-7171
清水内科医院	1 の 25	34-2617
旭川ベインクリニック病院 (入・通院中の方のみ対応)	4 の 17	22-2003
四条はらだ医院	4 の 18	32-1810
整形外科進藤病院	4 の 19	31-1221
寺島耳鼻咽喉科医院	4 の 19	33-6051
木原循環器科内科医院	4 の 22	35-5555
旭川十条病院	9 の 21	35-2111
旭川脳神経外科 循環器内科病院	10 の 21	33-2311
サクラ咲くクリニック	宮 前 1 の 4	39-3488
【豊岡】		
呼吸器内科・内科とおる クリニック	豊 岡 2 の 7	38-8088
豊岡内科整形外科クリニック	豊 岡 3 の 6	35-0561
豊岡産科婦人科医院	豊 岡 4 の 1	31-6801
佐藤内科医院	豊 岡 4 の 3	32-3366
やまがた内科クリニック	豊 岡 4 の 6	32-3461
及川医院	豊 岡 4 の 8	35-2661
豊岡中央病院	豊 岡 7 の 2	32-8181
豊岡小児クリニック	豊 岡 8 の 4	35-3303

医療機関名	住所	電話番号
はしづめクリニック	豊 岡 9 の 7	38-3210
はやし内科胃腸科 小児科医院	豊 岡 13 の 5	33-2277
とくひろ整形外科クリニック	豊 岡 14 の 7	37-8822
【東光・旭神】		
道北勤医協一条通病院 (入・通院中の方のみ対応)	東 光 1 の 1	34-2111
道北勤医協一条クリニック	東 光 1 の 1	34-1136
千代田クリニック	東 光 1 の 6	31-7821
さとう整形外科胃腸科医院	東 光 3 の 3	32-6322
東光やわらぎ泌尿器科	東 光 3 の 6	37-0300
ふくい内科小児科医院	東 光 4 の 6	32-8200
脇坂内科医院	東 光 6 の 2	39-3900
石川内科	東 光 6 の 3	35-8811
大山内科医院	東 光 7 の 6	33-7676
ひしやま外科皮膚科 クリニック	東 光 8 の 10	35-8888
東光クリニック	東 光 9 の 3	37-4800
あおぞらクリニック (通院中の方のみ対応)	東 光 9 の 6	33-8600
東光中央医院	東 光 10 の 2	33-6161
ながのこどもクリニック	東 光 11 の 3	39-1154
なかむら耳鼻咽喉科医院	東 光 13 の 2	33-3387
おうみや内科クリニック (12月末まで)	東 光 14 の 5	39-3636
もみの木アレルギー科 こども医院	東 光 17 の 9	35-6761
リバータウンクリニック	旭 神 2 の 3	66-0766
【東旭川】		
東旭川病院	東 旭 川 北 1 の 6	36-2240
大田内科・消化器科 クリニック	東 旭 川 南 1 の 1	36-8338
林医院	東 旭 川 南 1 の 5	36-1021
旭川圭泉会病院	東 旭 川 町 下 兵 村	36-1559
愛生病院	東 旭 川 町 共 栄	34-3838
【新富・東・金星町】		
しんとみ内科クリニック	新 富 2 の 1	21-3600
長南クリニック	東 5 の 6	24-4494

医療機関名	住所	電話番号
市立旭川病院	金 星 町 1	24-3181
【本町・旭町・大町・川端町・錦町・緑町】		
もとまち皮ふ科クリニック	本 町 3	55-4112
藤井病院	旭 町 1 の 3	51-1411
しだ内科医院	旭 町 1 の 15	51-1717
森山メモリアル病院	旭 町 2 の 1	55-2000
あさひまちクリニック	旭 町 2 の 4	51-3330
三上神経内科クリニック	旭 町 2 の 6	54-8121
土田こどもクリニック	旭 町 2 の 10	55-0202
若山クリニック	旭 町 2 の 13	51-3686
道北勤医協旭川北医院	大 町 2 の 14	53-2111
相川記念病院 (通院中の方のみ対応)	大 町 2 の 14	51-3421
株本整形外科医院	川 端 町 6 の 10	53-1116
たちばなクリニック	錦 町 15	55-2240
錦町おおしま耳鼻咽喉科	錦 町 15	50-3387
にしきまち通りクリニック	錦 町 16	46-8100
北星ファミリークリニック	錦 町 19	53-0011
真口内科小児科医院	緑 町 17	54-1221
【住吉・春光・春光台】		
佐藤内科小児科医院	住 吉 4 の 2	51-0962
並木通りクリニック	春 光 3 の 7	59-7390
柴田医院	春 光 3 の 8	51-3067
春光腎クリニック (通院中の方のみ対応)	春 光 4 の 7	74-7470
旭川神経内科クリニック	春 光 4 の 9	46-8511
おおき内科クリニック	春 光 5 の 5	51-5445
春光台クリニック	春 光 台 4 の 3	59-2828
北海道療育園 (入所中の方のみ対応)	春 光 台 4 の 10	51-6524
【花咲町・末広・末広東・東鷹栖】		
旭川医療センター	花 咲 町 7	51-3161
旭川泌尿器科クリニック (通院中の方のみ対応)	末 広 1 の 4	53-7007
池田内科医院	末 広 1 の 5	52-1241

医療機関名	住所	電話番号
とびせ小児科内科医院	末 広 2 の 1	52-0111
松本呼吸器・内科クリニック	末 広 1 の 10	76-6167
佐野病院	末 広 3 の 3	52-1177
たかはし整形外科クリニック	末 広 3 の 3	52-7200
いまだ耳鼻咽喉科	末 広 4 の 1	53-3387
フクダクリニック	末 広 5 の 7	57-8810
吉野耳鼻咽喉科	末 広 6 の 4	55-1000
みやざき内科 小児科クリニック	末 広 東 1 の 1	54-7171
旭川消化器肛門クリニック	末 広 東 1 の 3	54-1788
五十嵐クリニック	東 鷹 栖 1 の 1	57-2120
【永山】		
永山腎泌尿器科クリニック	永 山 2 の 7	46-5500
博愛内科クリニック	永 山 2 の 16	48-5111
今本内科医院	永 山 2 の 20	48-2562
永山ベインクリニック	永 山 3 の 4	49-2775
永山消化器・内視鏡内科	永 山 3 の 4	47-7140
大雪病院	永 山 3 の 7	48-6661
高桑整形外科永山 クリニック	永 山 3 の 11	48-5276
ながやまキッズファミリー クリニック	永 山 3 の 13	49-7770
永山池田クリニック (12月末まで)	永 山 3 の 22	40-1230
旭川三愛病院	永 山 4 の 6	47-6666
永山内科・呼吸器内科 クリニック	永 山 4 の 10	46-5511
道北勤医協ながやま医院	永 山 5 の 11	46-2211
永山循環器科クリニック	永 山 7 の 4	47-3838
かなせき耳鼻咽喉科医院	永 山 7 の 5	46-1133
杉本こども・内科クリニック	永 山 7 の 5	46-0003
都丸内科クリニック	永 山 7 の 10	46-0038
ながやま一番通りクリニック	永 山 7 の 10	49-1771
なかむら整形外科クリニック	永 山 7 の 16	49-5777
パワーズ内科胃腸科 クリニック	永 山 11 の 4	46-1919
【神楽・神楽岡・緑が丘】		
神楽神経内科医院	神 楽 3 の 2	62-3311

医療機関名	住所	電話番号
道北勤医協旭川医院	神 楽 3 の 4	61-1117
のなか気管食道耳鼻咽喉科	神 楽 5 の 13	60-3333
神楽岡泌尿器科	神 楽 岡 5 の 5	60-8580
きくち小児科医院	神 楽 岡 5 の 5	65-3100
神楽岡医院	神 楽 岡 5 の 6	66-3003
山下内科循環器科 クリニック	神 楽 岡 6 の 5	66-1800
村上内科小児科医院	神 楽 岡 14 の 3	65-2235
旭川南病院	神 楽 岡 14 の 7	65-2220
まつい内科クリニック	緑 が 丘 3 の 3	65-1629
旭川リハビリテーション病院	緑 が 丘 東 1 の 1	65-0101
旭川医科大学病院 (入・通院中の方のみ対応)	緑 が 丘 東 2 の 1	65-2111
十川眼科 (通院中の方のみ対応)	緑 が 丘 東 3 の 1	76-6651
のむらひふ科耳鼻咽喉科 甲状腺クリニック	緑 が 丘 東 3 の 1	60-8712
緑が丘クリニック	緑 が 丘 東 4 の 1	66-2002
丘のうえこどもクリニック	緑 が 丘 南 1 の 2	66-6006
【神居・忠和・高砂台】		
うすき医院	神 居 2 の 1	63-1025
かむい耳鼻咽喉科クリニック	神 居 2 の 10	61-3551
滝山内科医院	神 居 2 の 12	61-0988
サンビレッジクリニック	神 居 2 の 18	61-5500
やまもこどもクリニック	神 居 2 の 21	60-4976
内科循環器科はやし クリニック	神 居 3 の 5	61-3414
神居ベインクリニック	神 居 3 の 9	62-8600
神居やわらぎ泌尿器科	神 居 3 の 9	63-2225
みうら小児科クリニック	神 居 3 の 10	60-1313
鈴木内科クリニック	神 居 7 の 12	61-6663
いわはら整形外科クリニック (12月末まで)	忠 和 4 の 5	69-2330
寺澤内科・胃腸科クリニック	忠 和 4 の 6	60-3855
尾崎内科小児科医院	忠 和 5 の 5	61-1965
忠和クリニック (通院中の方のみ対応)	忠 和 5 の 6	69-2500
旭川高砂台病院	高 砂 台 1	61-5700

※予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関へお問い合わせください※